

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 平日グループ(要旨)		
日時	平成19年9月27日(木) 午前10時~12時	場所	市役所東館7階 701会議室
出席者	平日昼グループ 5名(黒木、鈴木、前川、橋本、土井)		
	職員 1名(武林)		
内 容			
<p>1. 今後の日程について</p> <p>2. 条例案についての再検討</p> <p>はじめに (1) 条例制定の背景をわかりやすく明確に キーワードとして次のことばを盛り込みたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化 ・ 財政悪化 ・ 参画が基本 ・ 平等性 ・ 市民意識の変革 ・ 行政職員の意識改革 <p>(2) 市民意識の高まり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市と市民が手を携えて街づくりをすすめる ・ 市民の幅広い意見を取り入れ 職員の意識改革を図る ・ 間接民主主義の手段としての「選挙」への市民の関心を高めるためにも市民の権利と役割を明確にすべき <p>1. 制定する意義</p> <p>「まちづくりの主役は市民である」という市民の目線だけでなく、「まちづくりは市民とともに」という行政側からの視点も加える。</p> <p>2. 市民参画と協働の理念、基本原則について</p> <p style="text-align: center;">協働の定義や理念を明確に</p> <p>(1) 市民は市政へ参画する権利を持ち、その機会は平等である。</p> <p>市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重し、互いに対等な立場において協働する</p>			

市民と市は、市民参画と協働を促進するために 。

(2) 基本原則 もう少し簡潔に

・市民と市は、それぞれの役割と責任の下、お互いを尊重し、対等な立場に立って協力し行動する。

・「市」には、議会を含めない

3. 市民の定義、範囲と関係者の責務について

(1) 市民の定義

市内に在住、在学、在勤する者

市内で活動する団体に関わる者(所属する者)

(2) 「市」とは、・・・市議会をはずす

(3) 市民の役割・ 責務をはずす

(4) 市の責務 市の役割とする

市民の参画と協働を受け入れる責務はある

4. 市民参画手続きについて

1 市民参画手続きの対象

(1) ここに相当数のものが当てはまると考える 例えば用途地域の変更など

(2) 市税の賦課徴収に関するもの その他金銭の徴収 削除

3 市民参画手続の時期や手法の選択

・三行目 意見提出手続(パブリックコメント)については最低限行うべき 削除

・五行目 そして、場合には意見提出手続(パブリックコメント)を含めるものとする
削除

5. 具体的な参画手法について

2 市民政策提案手続

・(仮称)市民参画協働評価委員会の 位置付け

どのような権限、選任の仕方、委員の公平性・専門性を問われる

・提案賛同者の数 10人程度

・不服申し立ての手段の確立

7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み

(1) 市民参画協働評価委員会

組織

公募委員を 1/2 以上にする

8. 協働推進のための基盤づくりについて

(4) 行政サービス登録制度 を削除、但し事業提案時、事前審査が必要

9. コミュニティ活動の推進

環境推進グループが推進している「エココミュニティ会議」とリンクができないか？